

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人 青松会
児童養護施設 清光学園

〒028-3101
岩手県花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地13

TEL : 0198(45)5173
FAX : 0198(45)5945
E-Mail: seikougakuen@seikougakuen.jp
WEB : www.seikougakuen.jp

1 基本理念及び基本方針

【法人の理念】

「調和」

- (1) 調和の取れた児童の育成
- (2) 地域との調和のとれた施設運営
- (3) 全ての役職員の調和の取れた養育

【法人の基本方針】

- (1) ガバナンス（組織統治）の確立
理事会を活性化するとともに、評議委員会を設置し、組織的な法人・施設運営に努めます。
- (2) コンプライアンス（法令遵守）の徹底
法令やルールに沿った法人・施設運営を行います。
- (3) 社会に対する説明責任の徹底
ホームページや施設内掲示により情報を開示し、利用者や市民への説明責任を果たします。
- (4) 公益的な取り組みの推進
地域の福祉ニーズに沿った公益的な事業に取り組み、福祉のまちづくりに貢献します。
- (5) 職員育成の充実
体系的な研修プログラムを構築し、職員の資質向上に努めます。

【施設の基本理念】

「和の心と使命感をもって、たくましく思いやりのある児童を育成する」

【施設の基本方針】

- (1) 子どもたちの最善の利益を基本に養護を行います。
- (2) 子どもたちの権利を守り、生きる力を育みます。
- (3) 職員は一つとなり、子どもたちとともに歩み、ともに成長します。
- (4) 子どもたちにとってより家庭的な養護に努めます。
- (5) 地域における子育ての支援に努めます。

2 事業の目的

児童福祉法第41条の規定に基づいて、入所措置された児童を深い愛情と専門的知識技術をもって、人間性豊かで心身ともに健全で、調和のとれた社会人となるように養護育成することを基本とする。

3 施設の沿革

昭和53年 9月18日	社会福祉法人 青松会 設立認可（厚生省収児第860号）
昭和53年10月 9日	法人設立登記
昭和54年 4月 1日	養護施設 清光学園 事業開始（定員30名）
昭和55年12月25日	体育館建設（日本自動車振興会補助事業）
昭和59年 7月 5日	洗濯室乾燥棟建設（岩手県福祉基金補助事業）
昭和60年 8月 5日	ピアノ他楽器整備（日本生命財団）
昭和61年 7月13日	清光学園増築事業開始（日本船舶振興会補助事業）
10月30日	適合基準認定の一部変更認可（定員30→50名）
平成23年 4月 1日	分園型小規模グループケア「明光園」開設（定員8名）
平成26年 4月 1日	地域小規模児童養護施設「みずきホーム」開設 定員変更認可 本園33名 分園型小規模グループケア8名 地域小規模児童養護施設6名 計47名
平成27年 4月 1日	定員変更認可 本園32名 分園型小規模グループケア8名 地域小規模児童養護施設6名 計46名
平成30年 6月14日	新園舎建築工事着工（次世代育成支援対策施設整備交付金）
平成31年 4月 1日	園舎移転 「スピカ」「シリウス」「ペガサス」「オリオン」の4ユニット（定数32名） での本園型小規模グループケアを開始
令和5年 8月 1日	地域分散施設2棟建設（次世代育成支援対策施設整備交付金）
令和6年 4月 1日	地域小規模児童養護施設「みずきホーム」移転 分園型小規模グループケア「明光園」移転および「くすのきホーム」へ名称変更 定員変更認可 本園32名 分園型小規模グループケア6名 地域小規模児童養護施設6名 計44名

4 施設の概要

- | | |
|---------|------------------------|
| (1) 施設名 | 児童養護施設 清光学園 |
| (2) 所在地 | 岩手県花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地13 |

(3) 設置経営主体 社会福祉法人 青松会

(4) 昭和54年4月1日

(5) 2,317.41㎡

(6) 鉄骨造

1階 690.70㎡

2階 650.11㎡

物置 11.23㎡

(7) 地域分散型ホーム

①地域小規模児童養護施設 「みずきホーム」

所在地 花巻市石鳥谷町中寺林第7地割38番地2

建物 木造2階建て

1階 92.33㎡

2階 43.06㎡

②分園型小規模グループケア 「くすのきホーム」

所在地 花巻市石鳥谷町北寺林10-188-3

建物 木造2階建て

1階 92.33㎡

2階 43.06㎡

(8) 入所定員 本園32名 分園型小規模グループケア6名

地域小規模児童養護施設 6名 計 44名

5 職員・組織

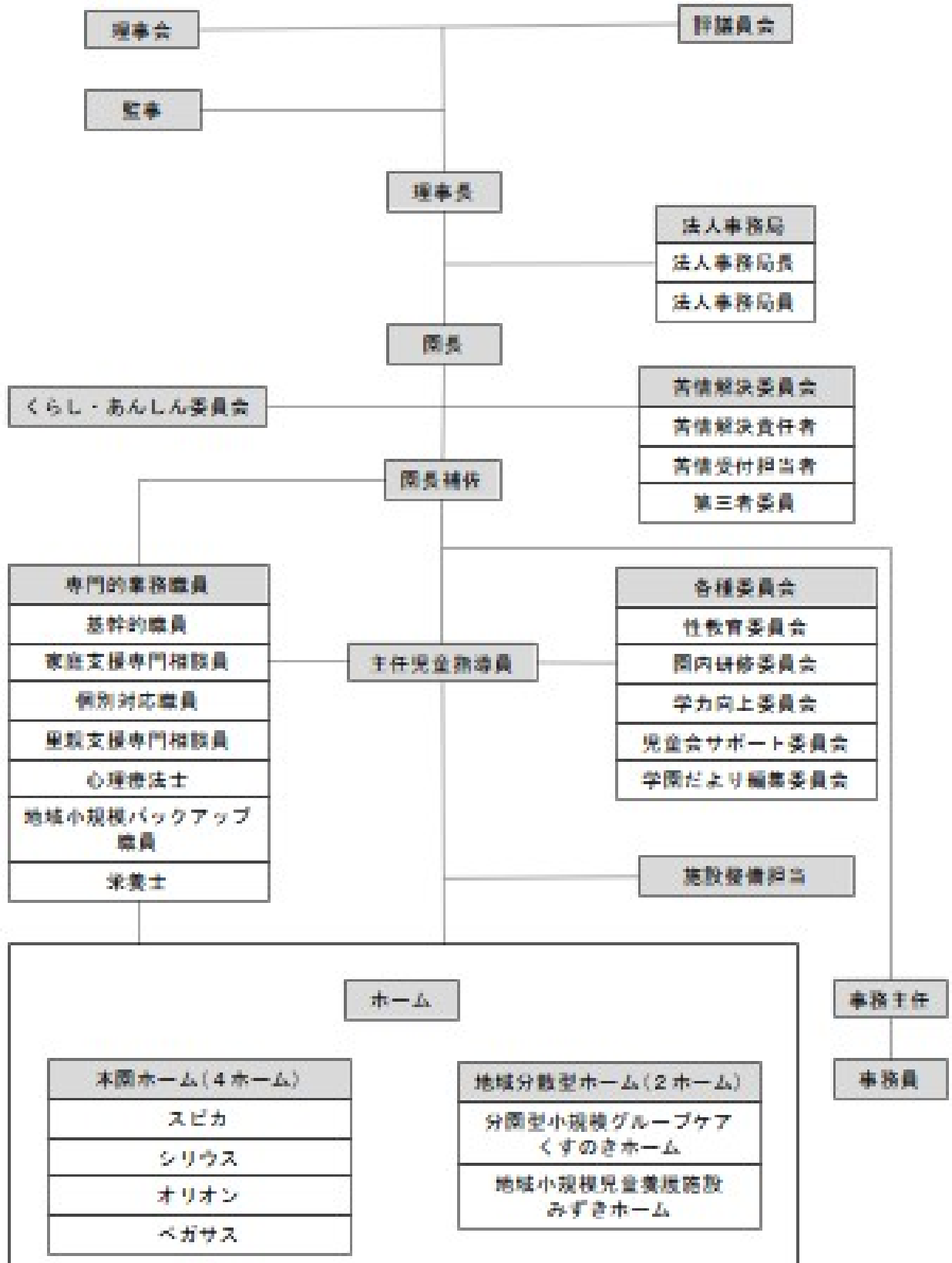
(1) 職員の配置

令和6年4月1日

職名・職種	本園	くすのきホーム	みずきホーム
園長	1		
園長補佐	[1]		
事務主任	[1]		
事務員	1[1]		
家庭支援専門相談員	1[1]		
里親支援専門相談員	1		
個別対応職員	[1]		
心理療法士	1		
基幹的職員	[1]		
主任児童指導員	[1]		
地域小規模バックアップ職員	1		
児童指導員	14[3]([1])	3	3

児童指導員補助	2[1]		
特別指導員	[1]		
栄養士	[1]		
調理員	[2]([1])		
宿直専門員		(1)	(1)
施設整備担当	(1)		
嘱託医	1		
計	32	4	4

() 臨時職員 [] 兼務



6 重点項目

(1) 個別的養育機能の充実

様々な個性、特性を抱えたケアニーズの高い児童の入所が増加しており、それに伴い児童個々の発達や障害特性及びその時々々の状況に合わせた支援・環境調整など、個別的な養育が今まで以上に求められている。アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアへと続く一連の展開の中で、個々の子どものニーズに則った養育を行うために、①専門的支援機能、②親子関係支援機能、③交流活動機能、④アフターケア機能の各項目において改めて検討する機会を設け、課題を抽出し、統一した支援ができるようマニュアルや研修体系を再構築する。

(2) 権利擁護への取り組み

くらし・あんしん委員会による聞き取りや満足度調査等を通し、職員と児童双方の権利擁護意識の点検や学習を行うことにより、安全対策及び権利擁護意識の醸成・向上に関する啓発及び対策を図る。

苦情解決体制として「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員」を設置しているが、年度初めに苦情解決の仕組みを児童、職員共に再周知し活性化を図る。

くらし・あんしん委員会においては、児童への個別の聞き取りを2ヶ月に1回在籍ホーム以外の職員が実施する。また、上記聞き取りの他、1年に1回以上第三者による聞き取りを行う。聞き取り者は第三者委員、評議員、理事等から園長が指名し、聞き取り対象者は各ホームから1名無作為抽出する。聞き取りの翌月は委員会を開催し、子どもたちが安全で安心な環境にいるかどうか、権利擁護に沿った支援が適切に実施されているかを確認する。

また、理事長、園長、園長補佐、主任の4名で毎月1回以上運営会議を行い、児童、職員共に権利が侵害されていないか、問題点や取り組むべき事項について検討する。取り上げられた内容については早急に対策方法を検討及び実行することにより、問題が重篤化する前に解決できる体制を構築する。

(3) 職員の資質向上に向けた組織の再編成

多くの職員が受け身の姿勢ではなく、主体的に資質向上に向けた取り組みに参画できるよう、複数の委員会を発足させ、できるだけ多くの職員が委員会に所属することに努め、定期的に委員会を開催し、主体的に取り組むための環境を構築する。発足する委員会は以下とする。

○性教育委員会

- ・各ホームにおける性教育の状況確認
- ・性的問題を起こした児童及び起こす可能性のある児童の具体的ケアに関する検討
- ・子どもへの性教育プログラムの実施計画、内容の検討
- ・委員会内での性教育に関する勉強会の開催

○園内研修委員会

- ・研修全般の企画（新人研修、フォローアップ研修、各階層に合わせた研修等）
- ・外部講師への依頼、日程調整

○学力向上委員会

- ・ホーム内での学習の状況確認
- ・学習塾利用の促進
- ・児童一人ひとりの登校状況の確認
- ・不登校児の支援（居場所づくり、学習の確保）及び登校プログラムの作成

○児童会サポート委員会

- ・児童会運営のサポート
- ・児童運営行事のサポート
- ・各種行事の企画立案及び運営

○学園だより編集委員会

- ・学園だよりの作成

7 運営方針

(1) 施設の小規模化、地域分散化

分園型小規模グループケア「明光園」および地域小規模児童養護施設「みずきホーム」においては昨年度計画どおりに移転が完了し、明光園は「くすのきホーム」に名称を変更し令和6年4月より事業を開始する。今年度は新たに1棟新築予定であり、8月着工、翌年1月完成の見込みである。

また、令和7年度には全てのグループケアの定員を6名以下にすることが国の方針で決定しているため、全ホームの定員が6名以下となるよう、以下の通り計画的に実施していく。

令和6年度	全体定員を2名減（定員46名→44名） グループホーム1棟新築
令和7年度	全体定員を3名減（定員44名→41名） 本園の定員23名に変更（定員9名減） 2箇所目の分園型小規模グループケア事業開始（定員6名）

(2) 高機能化に向けた取り組み

- ① 施設養育の高機能化の方向性として、大人との健康的なアタッチメント（愛着）が形成されず、多くのトラウマを抱え、自分にも他人にも不信感が強く、自己制御の困難な子どもなどで、家庭的な生活や同年齢集団の活動に適応することが困難な子ども、いわゆるケアニーズの高い子どもへの支援が求められている。ケアニーズの高い子どもの課題解決には、背景にある家庭をも含めた『生活』全体への支援が不可欠であり、そのためには直接ケア（ケアワーク）とともに、ソーシャルワーク機能が求められる。情報共有と職員それぞれの役割分担を明確化したうえでチームとしての取り組みを行うとともに、児童相談所、こども家庭センター、学校、病院等の多機関連携を密にすることにより、重層的な支援を行う。また、一人ひとりの支援スキルの向上のため、人材育成にも積極的に取り組んでいく。
- ② 早期の家庭復帰や里親委託の推進に努めることとし、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員を中心に、児童一人一人の家庭復帰及び里親委託に向けた関係調整を図る。

(3) 多機能化、機能転換に向けた取り組み

- ① 里親支援機能の強化においては、里親支援専門相談員を中心とし、児童相談所、里親支援センター、市町村、里親会等関係機関と連携して、里親制度の普及及び里親委託の推進を図る。

昨年度より園内での里親サロンを再開しているが、定型的な開催のみならず、男性のみの参加やオンライン開催、登録前の夫婦の参加など、受入れの間口を広げ情報発信することにより、できるだけ多くの里親と交流し支援につなげていく。また、研修会の開催や登録前実習の受入れなどの協力をするこゝで里親制度の普及を図っていく。

- ② 令和4年6月に可決成立した改正児童福祉法において、市町村は、こども家庭センターの設置による子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充が求められている。様々なニーズに対応した支援を進めていくために、今年度も花巻市の要保護児童対策協議会の実務者会議に積極的に参加し、地域のニーズ把握に努める。その上で当学園の児童家庭支援センターの開設について、具体的な検

※児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

討を続けていく。

- ③ 要保護・要支援児童に関わる家庭への支援をより充実させるため、地域と密接に連携し、地域のニーズに合った支援を提供する。社会福祉法人に求められている地域社会に貢献する取り組みとして、養育に大きな課題や困難がある家庭に対し、行政と連携し、ショートステイ事業やトワイライトステイ事業等により積極的な支援に努める。

地域における公益的な取り組みとして、経済的に困窮する者への支援は、岩手県社会福祉法人経営者協議会によるいわて・あんしんサポート事業に継続して参加し、所属するあんしんサポート相談員及び社会福祉協議会担当者と連携し、経済的困窮者の支援に努める。花巻市内における連携においては、花巻市内社会福祉法人連絡会議に参加し、平常時から分野を超えた施設間・法人間の連携に努めていく。

また、地域住民に対し園内地域交流室を開放し、地域のニーズに応えていく。併せて施設見学や講演

※ショートステイ

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。

※トワイライトステイ

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

依頼を積極的に受け入れ、児童養護施設の役割や支援内容の周知・啓発に努める。

(4) 組織運営体制

運営をスムーズに進めるために、誰が何を担うのかを明確にしたピラミッド型の組織を作り、意思決定の権限と責任も、個人やチームにしっかりと割り当てていくことにより、意思決定プロセスの透明化を図る。各ホームの運営は充実した支援と高度な専門的ケアの提供を行うために、職員組織においては孤立を防ぐために各ホームそれぞれがリーダーを中心としたチームでの取り組みを意識させるとともに、階層別に相談、助言がしやすい関係性及び体制を徹底する。

リーダーはホームの責任者としてホームの運営を担い、配置された職員を育てていくという自覚を持って運営にあたる。リーダーにおいても、専門職員からのスーパーバイズを受け、職場全体の養育能力向上に努める。指導や助言を行う専門職員にあっては、適切な距離感を保ちつつ、一定の周期や必要に応じて柔軟に対応し、施設全体の情報共有や連携が滞らないようにサポートする。

上記体制の他、今年度から複数の委員会を設立する予定であり、各委員会において職員が自ら意見を述べる機会を設けることとする。これにより、現場レベルで把握している課題や効果的な取り組みを組織に取り入れ、トップダウンとボトムアップの両方を踏まえた組織づくりを目指していく。

情報共有においては園内 LAN システムにより、パソコンで情報閲覧や記録の書き込みを行い共有しているほか、日常の連絡周知を目的とした朝会を ZOOM によるオンラインで実施する。今後も地域分散ホームが増えることや緊急度の高い会議が実施されることが想定されるため、オンライン環境は継続し利用できるようにし、今後も各関係機関と実施するケース検討会議などの多職種連携において、迅速かつ柔軟な対応が出来るような体制を構築する。

自立支援計画の策定については、各担当が作成したものをホーム会議及び専門職で精査し、児童それぞれの問題、課題並びに支援方針を全職員が共有する。共有した課題及び支援方針を日々の児童支援に生かし、チーム単位で自立に向けた支援を行う。また、策定した自立支援計画は定期的に評価、見直しを行うことにより、質の高い支援を目指していく。

また、各種会議開催要綱に基づき以下の会議を実施し、事業計画で示した各部門の養育目標に基づく諸計画の策定及び実施並びに反省を行うとともに、児童一人ひとりの状況を共通理解し、年齢、状況、特性に合わせた個別的な支援方法を検討する。会議を通して情報共有、検討することにより、チームでの対応を意識づけていく。

① ホーム会議 月 1 回

業務の円滑化やケース課題の共有および業務標準マニュアルに基づく標準的支援が実施されているか確認することを目的とする。参加職員はホーム職員とする。

②職員会議 月1回

宿直専門員を除く全職員を対象とし、行事や各種委員会等の検討内容や、園長が全体に関わると判断した案件等を協議し、検討する場として開催する。また、リーダー会議で協議、決定した事項を報告する場とする。

③リーダー会議 月1回

各ホームリーダー、主任、家庭支援専門相談員による、ホーム間の統一した養育・支援のための協議、情報交換等の場として月1回開催する。

④ケース会議 随時

問題行動対応や状態分析、個別ケース検討や支援内容・方法を協議・検討する場として、ホームからの要請または主任、園長補佐、園長が必要と判断した都度開催し、多面的な角度からの検討を行う。参加職員はホーム職員、専門職、主任、園長補佐、園長とし、主任が招集する。

⑤食事内容検討会 年3回

日々の食事において、より充実した食事内容とすることを目的とし、栄養士、各ホーム職員による検討会を行う。開催日は必要に応じて随時設定し、栄養士が招集する。

⑥運営会議 月1回以上随時

施設運営に大きく関わる内容等においては、随時運営会議を開催し協議、検討する。参加職員は理事長、園長、園長補佐、主任を基本とし、その他必要に応じて園長が決定し招集する。

(5) 業務の標準化

子どもの養育にあたり、標準的な支援方法を文書化した各種要領やマニュアルをまとめた「業務の手引き」を基本として、全職員が共通の認識をもって子どもの支援に取り組んでいる。昨年度に引き続き年に1回以上は見直しを行い、全職員がわかりやすく理解できるよう、今後も継続して改善していく。

ここで言う「標準化」とは、個々の業務に関する手順等についてなされるものであり、児童一人ひとりに着目した「個別化」した支援においては、ホーム単位、あるいは専門職や関係機関と連携し、十分に検討及び共通理解を図ったうえで実施する。

(6) 人材育成

清光学園人材育成計画に基づき職員一人ひとりが目標管理シートを作成することにより、個々の職歴等に合わせた育成を行っていく。

具体的な育成としては以下のOJT、Off-JT、SDSの3つの形態とするが、OJTを基本とし、これを補完する役割として、Off-JT（施設内研修・外部研修への派遣）、SDS（自己啓発活動への援助）を合わせて推進する。内部研修・外部研修を受講した職員は職員会議において伝達研修の場を設け、情報を共有するとともに、プレゼンテーション能力を高める機会とする

特に新採用の職員については入職前から新人研修を実施し、子どもに対する有効的な言葉がけや不適切な関わりについて具体的な例を示しながら、知識、技能の向上を図る。また、配属されたホームだけではなく他のホームに入る日を設け、自分のホーム以外の業務を経験させる。他ホームを経験した後は新人職員、ホームリーダーともに感想を記録させ、今後の業務にフィードバックする。

組織全体の専門性の向上としては、社会福祉士や精神保健福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカー等

※ OJT (On the Job Training)

上司や先輩が、部下や後輩に対し、日々の様々な業務を通して、業務に必要な視点や知識、技術などを意図的・計画的・継続的に指導することを指し、具体的には以下の内容を実施する。

○同行活動・・・キャリアのある職員と施設内の業務や活動をともにして学ぶ

○スーパービジョン・・・定期的、継続的に受ける

○ケースカンファレンス・・・定期的、継続的に参加する

の資格取得の啓発を行い、職員一人ひとりの専門性を高めていく。

(7) 働きやすい環境作り

園長による職員面談やアンケートにより職員の業務に対する意向を把握するとともに、メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、精神保健福祉士によるストレスチェックを全職員に実施していく。また、奇数月のホーム会議の最後に園長、園長補佐が参加し、児童、職員間において風通しの良い環境が作られているか、ホームの状況について話し合う時間を持つこととする。話し合いの場を通してチームワーク、オープンなコミュニケーションを奨励し、前向きで協力的な職場文化を促進する。

働き続けられる職場環境づくりの取り組みとして、労働時間の適正な把握を行うことにより、ワークライフバランスの向上及びより良い就労環境の整備を行う。

(8) 災害防止

年間防災計画に基づき、防災器具の点検を実施する。また、年間計画に基づく月1回以上の避難訓練を実施する。

児童の安全確保の徹底を図るとともに、非常時に備えて備蓄品の管理を行う。

(9) 苦情解決

社会福祉法第82条の規定により、児童や保護者などからの要望や不満、苦情に対し、苦情受付担当者及び苦情解決責任者並びに第三者委員により適切な解決に努める。特に児童からの意見については満足度調査や児童会、個別の聞き取りや目安箱の設置など意見収集の機会を多く設け、訴えや要望を大切に受け止めていく。

(10) 実習生の受け入れ

将来の人材育成という観点を持ち、施設での現場実習を通して理論と実践を総合的に学ぶ機会を提供する。社会福祉士実習においては、必要な専門性・能力のみならず、多機関と連携しながら重層的な相談支援体制を学ばせていく。

8 児童支援

社会的養育を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもたちの幸せと心豊かで健やかな発達を保障し、自立を支援するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行う。

(1) 子どもの権利擁護

① 子どもの処遇に当たっては、子どもの持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することを基本とし、子どもの発達段階に応じて、その意見は十分尊重する。

(2) 個別化と家庭的養育の推進

① 命の尊さ（生命の尊厳）を認識し、一人ひとりの個人を尊重した処遇を行う。また、その処遇に当

たっては子どもに対する受容的・支持的関わりを心掛け、個々の子どもの気持ちを汲み取るよう努める。

- ② 個人が集団の中に埋もれることのないよう子ども一人ひとりの自立支援計画を策定し、支援目標や支援方法などを明確にする。
- ③ 「当たり前の生活の保障」が重要であり、子どもの生活の場を地域から切り離すことなく、できるだけ家庭的な環境で養育する。

(3) 発達保障と自立支援

- ① 生活指導、学習指導、職業指導を通じて、子ども期の健全な発達の保障と自立した社会生活に必要な基礎的な力の形成を目指す。
- ② 心身ともに豊かな子どもの育成を目指し、子どもの主体性、創造性を尊重した養育に努めるとともに、自立心の涵養を図る。

(4) 回復を目指した支援

- ① 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復を目指し、心理療法による心のケアやマンツーマンの対応を心掛ける。また、大切にされる体験を積み重ねることで信頼関係や自己肯定感（自尊心）を育む。

(5) 家族との連携

- ① 子が親を想う心を思い、子どもとその親との関係を大切に支援を行う。また、親と連携した子どもへの支援に努める。
- ② 子どもの早期家庭復帰と虐待の再発防止に向け、家庭の養育機能の回復支援、親子間の関係性のゆがみの修復など、家庭環境の調整、親子関係の再構築支援に努める。

(6) 地域における子育ての支援

- ① 核家族化や人と人との繋がりの希薄化など子育てしづらい状況を踏まえ、地域における養育に困難を抱える家庭を支援するため、行政と連携し、ショートステイやトワイライトステイ事業の受け入れ及び要保護児童対策地域協議会の実務者会議への積極的な参加に努める。
- ② 地域における専門的援助が必要な子どもや家庭に対する支援が展開できるよう、施設の特性を生かした相談援助機能を充実させ、将来の児童家庭支援センター設置につなげていく。

(7) 継続的支援と連携アプローチ

- ① 園内での養育にとどまらず、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、退園後に子どもが「自立」するまでのアフターケアなど、入所前の状況等も踏まえ、入所開始から退園後まで一貫性のある養育と継続的な支援に努める。
- ② 学校、幼稚園、児童相談所、市町村、民生児童委員、医療機関などの様々な関係機関と連携を密にし、職員全員がそれぞれの専門性を発揮し、社会全体での子育てに努める。

(8) ライフサイクルを見通した支援

- ① 社会的養育は、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返される子育てのサイクルへの支援が求められており、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援に努めていく。

(9) その他

- ① 職員は、子どもを養育するに当たり、身体的苦痛や人格的辱めを加えるなど、懲戒権の乱用となる行為を行わない。また職員は、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他の子どもの心身に有害な影響を与える行為を行わない。
- ② 職員は、子ども達や親が抱える多様なニーズや発達課題に対し、知識・技術・経験に裏打ちされた支援を行うため、専門的知識・援助技術の習得に努める。
- ③ 地域の福祉ニーズに基づく公益的な取り組み、地域住民との交流、施設機能の解放などを通じ、地域におけるさまざまなニーズに柔軟に対応できる、地域から必要とされる施設を目指していく。

9 部門別目標

(1) 虐待防止

くらしあんしん委員会要綱に基づき、子どもに対して、ホーム外の職員や施設外の方に依頼し、話しやすい雰囲気を作りながら個別の聞き取りを行い、虐待の未然防止及び早期発見に努める。また、職員に対しては、外部研修や内部研修、伝達研修等により権利擁護の意識を高めるとともに支援スキルの向上を図る。

(2) 避難訓練

年間計画に沿い、避難訓練を実施する。どのような状況においても確実に命を守る行動が出来るように真剣に取り組む。訓練だけでなく日頃から防火に対して意識できるよう机上訓練も充実させ、知識やスキルも身に付けていく。小規模に関しても同じように、防火意識が高められるように施設全体で取り組む。

(3) 家庭支援

家庭支援においてソーシャルワークの視点を持ち、多職種連携を軸に家庭や関係者との連携を図り、児童の最善の利益を追及していく。今まで以上に在園児童や退園児童へ支援の輪を広げ、安心して自立や家庭復帰できる環境を整備していく。

(4) 個別対応

- ・日常生活の中で信頼関係を作り、将来への目標、夢を自由に考え、表現できるような環境を作れるようにサポートする。
- ・自己選択、自己決定が出来るように情報共有しサポート環境を広げ、児童のペースに合わせながら対応する。

(5) 里親支援

- ・普及啓発活動及び各種研修に積極的に参加・協力する。
- ・児童と里親家庭のマッチング及び一時里親、週末里親利用の可能性を検討する。
- ・里親家庭からの相談に対し、施設の専門性を活かした支援を行う。
- ・里親サロンを開催し、里親同士の交流を図る。

(6) 心理支援

- ・心理療法や心理教育を通して、生きることへの安心感や自信を育み、本人らしく生活する未来を目指す。
- ・必要に応じて心理検査を実施して、児童の持っている強みや弱みを検討し、本人の自己理解や施設内支援に役立てる。

(7) 特別指導

行事への積極的な参加を促し、スポーツを通して成功体験を得ることが出来る場を設け自己肯定感を高める。スポーツが苦手な児童に対しても楽しさを体得させ、情緒を安定させ児童の自立を支援する。

(8) 交通安全

安全に配慮した道路の通行を行えるよう意識を高めること、また、登下校時や普段の生活の中での危機察知能力を向上出来るように交通安全の意識づけを見守りなどを通して行う。

10 各ホーム運営方針

スピカホーム

◎支援目標

- 1 家庭的な雰囲気の中で、安心・安全な生活の場を築く。
- 2 人と関わる中で、コミュニケーション能力と相手を思いやる心を育てる。

◎具体的取り組み

- ① 子どもたちの声に耳を傾け、日常の会話を大切にし、家庭的な雰囲気を心がける。職員間で情報共有しながら成育歴の中で身体的・精神的に負担があることを忘れず適切に支援に当たる。また、環境整備にも配慮し、安全に生活できるように留意する。
- ② 子ども同士や職員との関わりの中で対人関係を深めていけるようにする。その中で表現や社会性を身につけ、人との距離感や適切な関わり方を身につける。自分の思いを受け止めてもらいながら相手を思いやる気持ちを育てたり、相手に気持ちを伝える大切さを知らせていく。

シリウスホーム

◎支援目標

- 1 大切にされていると感じる居場所のなかで、健やかな成長を促す。
- 2 一人ひとりの児童が身体的、精神的、社会的に成長できるように支援する。
- 3 子どもと大人がお互いに助け合い、思いやれる良好な関係作りをしていく。

◎具体的取り組み

- ① 家庭的な雰囲気の中で、安心、安全が確保された居場所を提供し、子ども達が「大切にされている」「守られている」と実感出来るホームを目指す。子どもの疾病や発達特性を把握しておくと共に、日々の変化に常に気を配りながら関わる。
- ② 生育歴の中で精神的・身体的に負担を受けている児童や愛着形成が未自立な児童が居ることを踏まえ、子どもたちのどの様な言動に置いても受容・共感をしたうえで自立に向けた自己決定が出来るように導き、成長出来るよう支援にあたる。
- ③ 子どもたちが日々の生活の中での他人・他児との会話を大切にしながら、相手の良さに目を向けた関わりとコミュニケーションを大切にし、大人自らも一緒に成長しようとすることを目指す。
日々の生活の中で感じる困難、失敗を乗り越えられる為に共に考えを話し合い、みんなが助け合う関係・雰囲気づくりに努める。

オリオンホーム

◎支援目標

- 1 子どもたちが安心できる関係、環境を作る
- 2 自立心を育てる

◎具体的取り組み

- ① 子どもの変化に気付くことが出来るよう、日々のコミュニケーションを大切にする。特性を理解し、個々の児童に合わせた支援を行う。子どもの気持ちに寄り添い、子どもにとって必要な存在になれるよう関係を築く。職員みんなが子ども一人ひとりについて考える、情報共有の徹底、支援指導の方向性の統一を図る。
- ② アセスメントを丁寧に行う。必要なスキルを身に付けられるよう支援する。児童自身が自立に向けて、職員と一緒に考え支援をし、気持ちの面での自立を促すし、生きる力を育てる。

ペガサスホーム

◎支援目標

- 1 子ども達が「安心・安全・自分の居場所」と思える環境作りをする。
- 2 子ども達と職員、子ども同士、職員同士のコミュニケーションを大切にする。

◎具体的取り組み

- ① 発達障害や愛着障害など、それぞれの子どもの特長・個性を理解し、一人ひとりに適した支援を行う為に日常の情報共有を密に行いホーム職員が共通認識の元、接することにより愛着を深めていく。
- ② 日常の関わりの中で相互のコミュニケーションを十分に図り、自分の考え・意見を持つこと、発言すること

と、そして、それが受容される経験を積み重ねていく。この経験を繰り返す中で、自己肯定感が高められるよう支援していく。

みずきホーム

◎支援目標

- 1 家庭的な雰囲気の中で、愛着形成を図る。
- 2 心身ともに安全が確保され、安心して生活出来る雰囲気づくりに努める。
- 3 地域との関わりを大切にし、積極的に地域活動に参加する。

◎具体的取り組み

- ① 子ども、職員共にコミュニケーションを大切にし、情報共有を図るとともに子どもとの愛着を形成に努め、家庭的な雰囲気を作る。職員が個々の成長・特性に合わせた課題・ニーズへの対応についてホーム会議や日常の業務の中でコミュニケーションをとり、共通理解し、支援にあたる。
- ② 普段から子どもの様子をこまめに把握し、職員で共有していく。特に情緒面に関しては、表情など些細な変化も情報共有を行い、安心して生活できる雰囲気、環境の整備に努める。また、各関係機関とも十分に情報交換し、連携しながら支援にあたる。
- ③ 令和6年度より地区が変わる為、行事や地域活動、普段の挨拶等に子ども職員共に積極的に参加し、地域の一員としての意識を持たせていく。

くすのきホーム

◎支援目標

- 1 自信を育てる
- 2 自愛、他愛の気持ちを育てる
- 3 社会性を育てる

◎具体的取り組み

- ① 日常生活の中で様々な事に挑戦し、成功体験を積みせ達成感を味わう。些細な成長も見逃さず、成長を実感させる。健全な自己決定が出来るよう見守り、支援する。
- ② 安心・安全が守られた環境で愛着形成に努め、よい所も悪い所もお互いを受け止め合える雰囲気を作る。大切にされている事が実感できる様、ポジティブな発言を心掛ける。
- ③ 地域の一員としての役割を自覚し、挨拶や積極的な行事、地域活動参加に努めていく。ホーム生活、地域交流を通してコミュニケーション能力向上を図る。